

京都産業大学研究費執行における不正防止規程

制 定 平成19年10月1日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学研究倫理規程第17条に基づき、本学における研究費執行における不正行為（以下「不正行為」という。）を防止するとともに、不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に適切に対応するために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) この規程において「研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金及び財団等助成金、寄付金並びに学生納付金を源泉とする本学独自の研究経費による研究資金をいう。
- (2) この規程において「不正行為」とは、研究費の目的外使用及び配分機関又は本学の規程等の定めに従わず、虚偽又は不適切な手段による使用行為をいう。

(通報の受付体制)

第3条 何人も、不正行為の疑いを発見したときは、原則として自らの氏名を明らかにした上で、電話、FAX、電子メール、書面、面談により、不正行為が疑われる研究者（以下「被通報者」という。）の不正行為状況を通報又は相談（以下「通報等」という。）することができる。

- 2 京都産業大学研究倫理規程第24条第2項に規定する窓口担当者は、不正行為に関わる通報等を受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者に速やかに報告するものとする。
- 3 前項に定める不正行為に関わる通報等については、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。
- 4 統括管理責任者は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第4条 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であることが判明しない限り、通報等をしたことを理由として、通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、単に通報等があったことをもって、被通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(調査委員会)

第5条 統括管理責任者は、内部監査又は通報等により、不正が疑われる情報を知り得た場合、速やかに調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 執行管理責任者
 - (3) 被通報者の所属長
 - (4) 窓口担当者
 - (5) 外部有識者 若干名
 - (6) その他統括管理責任者が必要と認める者 若干名

3 調査委員会の委員長は、統括管理責任者をもって充てる。

4 第2項第5号に定める委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含むこととし、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないものとする。

（調査の実施）

第6条 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 被通報者及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決裁文書、証憑類の収集、分析
- (3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 資金配分機関や本学が定める使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

（調査への協力等）

第7条 被通報者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 被通報者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

（調査中の一時的措置）

第8条 最高管理責任者は、必要に応じて、調査対象となっている非告発者等に対し、調査対象制度の研究費等の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

（認定）

第9条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内を目処に不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、調査結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は配分機関に報告しなければならない。

（処分）

第10条 前条の調査結果の通知を受け、不正行為が行われたと判断した場合、被通報者を処分の対象とする。なお、悪意に基づく通報等であった場合は、通報者を処分の対象とする。

2 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実があると確認した場合は、被通報者に対して不正行為と認知された研究活動の停止を命じるものとする。

3 最高管理責任者は、調査の結果から、支払相手先業者が当該不正行為に協力したことが判明した場合、不正行為の再発防止を目的として、当該支払相手先業者に対して、概ね1年間の取引停止等の措置を取らなければならない。ただし、当該不正行為を含む商取引の中断等により、本学が損害を被る場合には、措置の開始を遅らせることができるものとする。

（配分機関への報告）

第11条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。

2 前項の期限内に調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。

3 最高管理責任者は、配分機関からの要請に応じ、適宜、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するとともに、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に協力しなければならない。

(他機関への調査協力)

第12条 被通報者が複数の機関に所属する場合又は本学を離籍し新たな研究機関に異動している場合に、被通報者の現所属機関から不正行為に関わる調査協力要請があった場合は、統括管理責任者は、要請に協力しなければならない。

(内部監査)

第13条 本学は、研究費執行における適正執行確認のため、内部監査を行う。

2 内部監査人は、監査室長をもって充てる。

3 内部監査人は、内部監査を通じて、関係者の意識の向上を図り、研究費執行における不正行為の防止に努めなければならない。

4 内部監査人は、内部監査において不正を発見した場合、速やかに統括管理責任者に報告するものとする。

(監査方法)

第14条 内部監査は、研究費を受給している研究計画のうち、約1割を無作為に抽出して行うものとする。

(雑則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、統括管理責任者が定めることができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、研究倫理委員会及び研究機構運営委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程の名称については、平成24年4月1日から「研究費執行における不正防止規程」を「京都産業大学研究費執行における不正防止規程」に変更する。

2 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。